

**電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>今回の改正で1.2パーセントの引き上げとなる。令和5年の人事院勧告・報告 総裁談話によると、月例給を平均3,869円(0.96%)引き上げるという内容であることから、同じ率での引き上げとすべきである。</p>	<p>現行の参考人の日当8,100円について、令和5年の給与改定率である0.96%の引き上げを行うと、8,177円となります。</p> <p>参考人の日当については、これまで、事務処理の効率化の観点から、他の公的機関の例も参考に、50円単位での端数処理を行ってきており、今回は切り上げを行って8,200円とすることが適切と考えております。</p>	なし
2	個人	<p>新旧対照表の改正後欄の「八千二百円以内」は「八千二百円 以内」のほうがよい。現行欄の傍線部分と同様に。</p>	<p>法令の改正に当たり、新旧対照表を作成する際には、改正箇所を容易に判別できるようにするため、改正する文字数に合わせて適宜空白を設けております。</p> <p>今回の改正は、改正後欄改正部分の文字数が一文字多いため、現行欄改正部分に空白を一文字設けております。</p>	なし
3	個人	<p>そもそも「経済情勢」の定義を教えてください。一体どういうことを「経済情勢」と定義をして、私たちに今意見を求めているのでしょうか。</p> <p>「2 意見公募の趣旨・目的・背景 総務省では、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる</p>	<p>改正の背景としている「経済情勢の変動」は、人事院勧告の給与改定率で捉えることとしております。</p> <p>現行の参考人の日当8,100円について、令和5年の給与改定率である0.96%の引き上げを行うと、8,177円となります。</p> <p>参考人の日当については、これまで、事務処理の効率化の観点から、他の公的機関の例も参</p>	なし

		<p>必要があるため、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令の改正案を作成したことから、意見募集を実施するものです。」</p> <p>これは理由になりえるのでしょうか。 背景が全く見えてきません。 何が変動しているのですか。</p> <p>「経済情勢の変動に鑑み」であるなら変動を数値で示してほしいものです。</p> <p>確認ですが「一日当たり八千百円以内」を「一日当たり八千二百円以内」は百円の変化ですか。</p> <p>そもそも「百円」の根拠を教えてください。一体どういうことを理由に「百円」の増額案で、私たちに今意見を求めているのでしょうか。</p> <p>大幅に増額する案なら立案（意見募集）にも意義はあるが、百円では立案コストのほうが高いわけであります。</p> <p>ですから「百円」の根拠をお示してください。なぜ「百円」で変更（立案）をするのか。</p>	<p>考に、50円単位での端数処理を行ってきており、今回は切り上げを行って8,200円とすることが適当と考えております。</p>	
4	個人	<p>この度の電波法による旅費等の額を定める政令の改正案に賛成します。この改正は、現行の制度における課題や変化した状況に対応するためのものであり、利用者や業界全体の利益を考慮した妥当なものと考えます。</p> <p>改正案には、旅費等の額を見直すことで、電波利用に関わる企業や個人にとってより適切な環境が提供されると期待されます。特に、技術</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>	なし

		<p>の進歩やビジネス環境の変化に伴い、既存の額が不十分である場合があります。そのため、改正によって旅費等の額が適切に調整されることで、電波利用者がより効率的に業務を行うことが可能となります。</p> <p>さらに、この改正案は、産業界や関連団体、個々の利用者が行う投資やビジネス計画にもプラスの影響を与えることが期待されます。適切な旅費等の額が確保されることで、新たな技術の導入や事業の拡大が促進され、経済の発展に寄与することが見込まれます。</p> <p>以上の理由から、この改正案を支持し、早急な実施を望むものとし、改正案がスムーズに進行し、利用者や産業界全体にとって良好な成果をもたらされることを期待しています。</p>		
5		ふざけんじゃない	御意見の趣旨が明らかではありませんが、本政令案は、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波法第92条の2の規定により出頭を求められた参考人に支給する日当の最高額を引き上げるものであり、必要であると考えます。	なし
6		断固反対	御意見の趣旨が明らかではありませんが、本政令案は、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波法第92条の2の規定により出頭を求められた参考人に支給する日当の最高額を引き上げるものであり、必要であると考えます。	なし

○提出意見数：6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。